

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年12月6日

### 令和6年度上半期の消費生活相談の概況について

－「インターネット通販での定期購入」「架空・不当請求」「点検商法」  
「暮らしのレスキューサービス」に関する相談が増加しています－

埼玉県及び県内市町村では、県民の皆さまから消費生活に関する相談を受け付け、解決のためのアドバイスや事業者とのあっせんを行っています。

このたび、令和6年度上半期（4月～9月）の消費生活相談の概況をまとめました。  
なお、概況はホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/nenpou/index.html>

#### ● 上半期の相談概況

令和6年度上半期に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は26,881件で令和5年度同期に比べ1,088件（4.2%）増加しました。特徴については次のとおりです。

- (1) 「インターネット通販での定期購入」に関する相談は2,351件で、5年度同期に比べ約21.8%増加しました。
- (2) 「架空・不当請求」に関する相談は1,157件で、5年度同期に比べ1.2%増加しました。うち、架空請求に関する相談は21.2%増加しました。
- (3) 「点検商法」に関する相談は878件で、5年度同期に比べ約2.3倍となりました。
- (4) 「暮らしのレスキューサービス」に関する相談は404件で、5年度同期に比べ約28.7%増加しました。

#### ● 相談窓口

商品を購入したりサービスを利用しておかしいと感じたり、トラブルが生じてしまった場合には、一人で悩まずに、すぐに最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

全国共通の「消費者ホットライン」<sup>いやや</sup>188番にお電話いただければ、お近くの消費生活センターなどにつながります。

#### ご相談はこちら

- 消費者ホットライン【全国共通】<sup>いやや</sup>188  
地方公共団体が設置している身近の消費生活相談窓口をご案内します。
- 埼玉県消費生活支援センター  
(相談時間 午前9時～午後4時 日曜・祝日休み)  
川口：048-261-0999 熊谷：048-524-0999  
〈ウェブまたはオンライン（Zoom）による消費生活相談〉  
「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用して相談を受け付けます。  
当センターHP「県の消費生活相談窓口」（以下リンク）の「ウェブによる相談」  
または「オンライン（Zoom）による相談」から相談フォームへ進むことができます  
ので、必要事項を入力の上、送信してください。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-saitamaken.html>
- 県内各市町村の消費生活相談窓口（以下リンクから確認できます。）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-sityouson.html>